

条例改正

▼印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑の登録を受けることができない要件のうち「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改正する。また、印鑑登録抹消の要件のうち「後見開始の審判を受けたとき」を「意思能力を有しない者となったとき」に改正する。

【全員賛成で可決】

▼職員の特給について
の手續及び効果に関する条例の一部改正

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の失職の例外を定めている地方公務員法の引用条項を改正

【全員賛成で可決】

▼議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正

12月に支給する期末手当の支給月数を、議員報酬月額額の0・05カ月分引き上げ、3・1カ月分とする。

【全員賛成で可決】

▼常勤特別職員の給与に関する条例の一部改正

期末手当の年間支給月数を年0・05カ月分引き上げ、4・5カ月分とする。

【全員賛成で可決】

▼職員の給与に関する条例の一部改正

高卒の初任給を2000円、大卒の初任給を1500円引き上げ、30代

半ばまでの職員の給料を平均0・1%引き上げる。勤勉手当の年間支給月数を0・05カ月分引き上げ、1・9カ月分とする。

【全員賛成で可決】

▼町営公衆浴場条例の一部改正

北海道が定める公衆浴場入浴料金の統制額の改正に合わせ、12歳以上の者の入浴料を10円引き上げ「450円」に、回数券（11枚綴）の料金を100円引き上げ「450円」とする。（令和2年4月1日から）

【賛成多数で可決】

・賛成11

▼災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けを受けた者の収入又は資産状況についての報告等に

係る規定を追加し、条文を整理する。

【全員賛成で可決】

▼水道事業会計補正予算（第2号）

収益的収支について、収入の既決額から1億79万6000円を減額し、下水道事業収益の総額を3億3692万4000円、支出の既決額から378万7000円を減額し、下水道事業費用の総額を3億812万5000円とする。

専決処分

▼一般会計補正予算（第5号）※専決処分

既定予算に150万円を追加し、予算総額を104億3301万6000円とした。

▼水道事業会計補正予算（第2号）※専決処分

収益的収支について、支出の既決額に111万1000円を追加し、水道事業費用総額を2億7734万9000円とした。

専決処分の理由は、本町と「災害時相互援助に関する協定書」を結んでいる宮城県大郷町において、町内を流れる吉田川が決壊し、139戸が浸水被害に遭ったことを受け、早急に支援物資（消毒用の消石灰やアルコール等）および支援金等を送る必要が生じたため。

【承認】

なお、大郷町からは、本町が被災した平成28年台風10号災害の際に、災害復旧支援金および支援物資の提供をしていたにている。

用語解説 専決処分

緊急を要するものでも特に緊き急を要するため議会を開くことができない場合などは、町長がその議決すべき事件を処分することができる。この場合、町長は次の会議においてこれを報告し、その承認を受けなければならない。

補正予算

▼一般会計補正予算（第6号）

既定予算から6824万8000円を減額し、予算総額を103億6476万8000円とする。

用語解説 債務負担行為
将来の金銭の支払いを具体的に約束するもの。今回の新規分の補正は、令和2年度からの業務委託に対し、年度内（令和元年度内）に入札を行うため債務負担行為を設定する必要が生じた。

▼国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

既定予算から296万1000円を減額し、予算総額を13億6009万4000円とする。

保健福祉センター清掃・機械運転管理業務委託、文化センター清掃・機械運転管理業務委託、役場庁舎清掃・機械運転管理業務委託が追加された。

【賛成多数で可決】

・賛成11

・反対1（中河議員）

▼介護保険特別会計補正予算（第3号）

既定予算から135万8000円を減額し、予算総額を11億6629万8000円とする。

【全員賛成で可決】

▼下水道事業会計補正予算（第2号）

収益的収支について、収入の既決額から1億79万6000円を減額し、下水道事業収益の総額を3億3692万4000円、支出の既決額から378万7000円を減額し、下水道事業費用の総額を3億812万5000円とする。

その他の議案

▼工事請負契約の締結の議決事項の変更

【工事名】文化センター大規模改修工事（建築主体）【変更の内容】契約金額 変更前1億7820万円、変更後1億7898万1000円【契約の相手方】田村・ナリタ

▼工事請負契約の締結の議決事項の変更

【工事名】文化センター大規模改修工事（機械設備）【変更の内容】契約金額 変更前6820万円、変更後7059万8000円【契約の相手方】三洋・川端特定建設工事共同企業体【変更の理由】大集会室のエアコン交換時に冷却配管内部に錆（さび）が確認され、配管の交換が必要となった。

【全員賛成で可決】